

子どもの命と育ちを奪うあらゆる行為に抗議します

～ロシア・プーチン政権のウクライナ侵攻に関して～

2022年2月24日、ロシア連邦は、ウクライナへの軍事侵攻を開始しました。武力による威嚇又は武力の行使によって国際紛争を解決しようとする行為は、明確な国際法違反であり、国際平和及び安全の維持を根本的な理念とする国際社会において、いかなる理由があろうとも許される行為ではありません。私たちは、平和な世界に生きることを願う市民として、ロシア連邦が起こした戦争に抗議の意を表すとともに、同国に対し即時に停戦することを求めます。

近時の報道では、ロシア軍は、軍事施設のみならず、原子力発電所や民間の住宅・学校・幼稚園などにもミサイルを撃ち込み、子どもを含む多くの死傷者が出ていると報じられています。また、民間人の避難についても、戦闘行為が続き危機にさらされています。砲弾に怯える子ども、頭から血を流している子ども、心臓マッサージを受けながら息を引き取る子どもを目の当たりにして、私たちは、改めて戦争の残虐さ、非人道性を認識するとともに、その行為当事者に対しての強い怒りを禁じ得ません。

子どもの権利条約では、すべての子どもが生命への固有の権利を有すること、子どもの生存および発達を可能なかぎり最大限に確保することを締結国に求めています。また、武力紛争における子どもの関与に関する選択議定書は、武力紛争下であっても、子どもを戦闘行為に関与させることを禁止することはもとより、「武力紛争の状況下で子どもを攻撃目標とすること、および、学校および病院のように相当数の子どもがいることが通例である場所を含む、国際法に基づき保護された対象を直接攻撃することを非難」するとしています。いかなる状況下でも子どもの生命と健やかな育ちは保障されなければならないと、私たちは、紛争当事国に対し、この国際法上及び人道上の根本原則を遵守するよう求めます。

日本では、ロシア連邦による武力侵攻を理由に、「憲法9条では日本は守れない」「憲法9条を変えるべき」旨の主張がなされ、核兵器さえ他国と共有して戦争に備えるべきとの発言も行われています。しかし、これらの主張はむしろ戦争のリアルを無視した主張であり、かつて侵略戦争を行い、また、被爆国ともなった日本の平和に対する誓いを踏みにじる暴論というべきです。

紛争の平和的解決と、紛争中であっても子どもの生命及び健やかな育ちに対する権利を確保するためのあらゆる手段をとることを求め、現在も国際社会や市民が懸命な努力を続けています。日本政府及び日本の市民がこうした行動のイニシアチブをとっていくことが求められています。この点で、日本政府の発信力及び具体的行動は弱く、また消極的と言わざるを得ません。

「子どもの命と健やかな育ちの保障は、平和であってこそ」と大阪保育運動連絡会はこの思いで、戦後間もない時期から活動をはじめ、毎年の議案書でも平和であるためになすべきことを訴えてきました。武力によって命を落とし、傷つき、必要な生活、教育を享受できず、そして希望を失う子どもを一人として生み出させない。私たちは単純明快なこの人間社会の到達点から、ロシア連邦の軍事侵攻に抗議し、平和を取り戻すためのあらゆる努力を行うことを表明いたします。

2022年3月13日
大阪保育運動連絡会